

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口構造は、昭和 28 年の約 17,000 人をピークに、昭和 38 年以降減少の一途をたどり、昭和 45 年までは 10,000 人台を保っていたが、平成 22 年には 5,000 人台となり、特にここ 10 年間で約 1,000 人、18%減少（平成 27 年 3 月末：5,422 人⇒令和 7 年 3 月末：4,537 人 住民基本台帳）し、人口減少率は鈍化傾向にあるものの、今後も若年層の町外流出が予想される。

生産年齢人口は、10 年間で 810 人減少し生産年齢人口率は、約 5 ポイント減となっている反面、高齢人口は、38 人減少しているが、高齢化率は、約 6 ポイント増となっており、今後においても同様の推移が見込まれる。

■佐呂間町の人口構造

年度	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口率	生産年齢人口率	高齢化率
R2	4,875	492	2,458	1,925	10.1%	50.4%	39.5%
H22	5,892	671	3,268	1,963	11.4%	55.5%	33.1%

(国勢調査)

本町の産業構造は、農業、漁業を中心とした第一次産業を基幹産業として発展し、第二次産業においては、企業誘致した乳業工場をはじめ、水産物加工場、農畜産物加工場を中心として地場生産物の活用による付加価値産業の振興に努めており、第三次産業については、スーパー形式の商店及び小売店で占められているが、近隣市町における大型店の進出により、地域内における購買力が低下している状況にある。

産業構造別の従事者数は、第一次産業では、平成 12 年 34.0%、平成 22 年 32.0%、令和 2 年 31.3%と年々低下してきており、主な要因として農業後継者の他地域、他産業への流出が挙げられ、第二次産業では、平成 12 年 25.1%、平成 22 年 23.9%、令和 2 年 24.0%とほぼ横ばいで推移している。第三次産業では、平成 12 年 40.9%、平成 22 年 44.0%、令和 2 年 44.5%と徐々に伸びており、今後もサービス業を中心とした増加が見込まれる。

■佐呂間町の産業構造（第一次～第三次産業割合）

区分	H12		H22		R2	
	従事者数	割合	従事者数	割合	従事者数	割合
第一次産業	1,244	34.0%	957	32.0%	812	31.3%
第二次産業	917	25.1%	713	23.9%	623	24.0%
第三次産業	1,492	40.9%	1,316	44.0%	1,154	44.5%

(国勢調査)

商工業における事業所数は、平成 28 年の 258 事業所から令和 3 年には 243 事業所に減少しており、主な要因として少子化に伴う後継者不足、高齢化による経営者及び従事者の高齢化が挙げられ、今後においても事業所数の減少が加速することが推測されることから、安定した労働力及び高い生産性の確保が喫緊の課題である。

■佐呂間町の事業所数の推移

区分	H28	R3	減少率
建設業	25	23	▲8.0%
製造業	19	17	▲10.5%
卸売・小売業	70	63	▲10.0%
飲食宿泊業	27	24	▲11.1%
医療・福祉	13	12	▲7.7%
複合サービス業	8	7	▲12.5%
サービス業	61	56	▲8.2%
その他	35	41	17.1%
合計	258	243	▲5.8%

(経済センサス活動調査)

(2) 目標

中小企業における事業の継続、人員不足の解消及び付加価値の向上を図るため、作業効率及び生産効率の高い先端設備の導入を促進し、労働生産性の向上を目的に、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標として地域経済の更なる発展を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、労働生産性向上のために様々な設備投資に対応する必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に規定する先端設備等全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内全ての中小企業に先端設備等の導入を促進するため、町内全地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

町内全ての中小企業に先端設備等の導入を促進するため、全ての業種を対象とするとともに、生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月20日～令和9年6月19日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に関する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。